

政令第二十七号

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「（防衛大臣の定める職員を除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第二条 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「（防衛大臣の定める職員を除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令の一部改正）

第三条 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同

法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令の一部改正）

第四条 防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成二十六年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「（防衛大臣の定める職員を除く。）」を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同

法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令

和元年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第九号及び第十号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

(令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第六条 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令(令和四年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。